

議第43号

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三月 大造

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立信楽学園
- 2 指定管理者 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
社会福祉法人グロー
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで